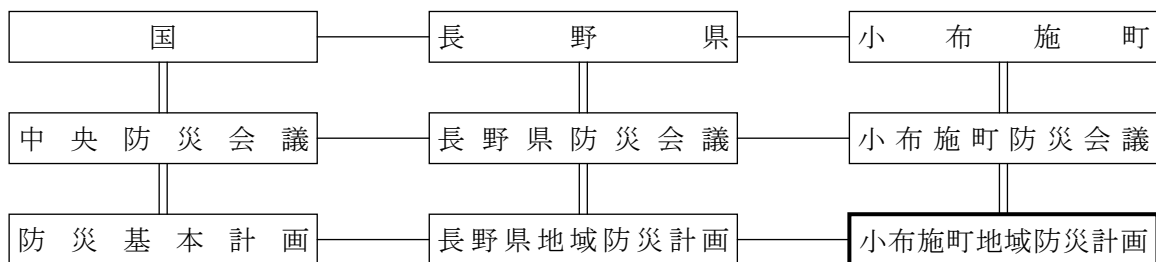


第1節 計画の目的、性格及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小布施町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、町域における土地の保全とかけがえない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び小布施町の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 性格及び修正

1 性格

この計画は近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として、本町における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、町の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、町長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

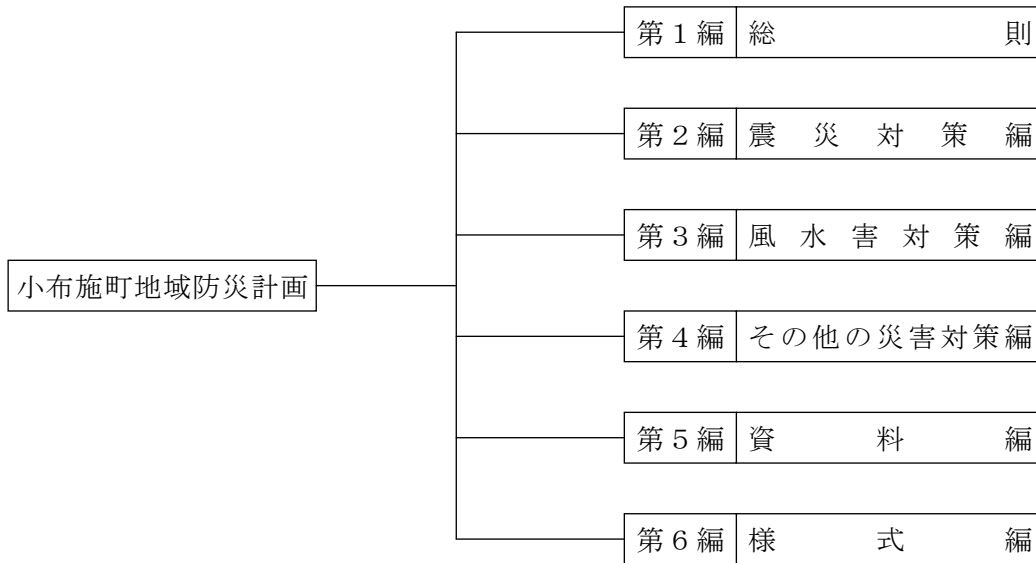
2 修正

小布施町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、町の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第3 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、

道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策、火山災害対策、原子力災害対策について特記すべき事項を示し、第5編を資料編、第6編を様式編として、本計画に必要な関係資料・様式等を掲げた。



第4 小布施町受援計画を踏まえた防災計画の作成等

本地域防災計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速に届けるために、後方支援を行う広域防災拠点の設置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「小布施町受援計画（令和3年2月）」とともに防災対応を実施する。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

小布施町は、三方を川、一方を山に囲まれ町西北部の一部は脆弱な地盤という自然条件と、賃貸住宅の増加と高齢化の進行という社会状況の変化に対応した防災対策を講じることが求められている。

第1 基本方針

1 防災対策の実施

防災対策の実施に当たっては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、町、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(7) 災害の規模によっては、地域住民や関係機関・事業者等一体となった防災訓練の充実や、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(4) 最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(7) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。

(4) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(7) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化や、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
 - (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の被害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
 - (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I・I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
 - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、すべての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (7) 災害が発生する恐れがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
 - イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
 - (7) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給する

ため、施設の応急復旧や、交通規制、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

- (カ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
 - (キ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (ク) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ケ) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
 - (コ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (サ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (シ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (ス) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図るため、被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - (イ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - (ウ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (エ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
 - ウ 県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

2 町及び関係機関等が行うべき事項

町及び防災関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立
- (3) 自主防災組織の育成及び連携

3 住民が行うべき事項

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずるものとする。

4 関係機関等の連携強化

どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

小布施町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

須坂市消防本部・須坂市消防署小布施分署（以下「消防署」という。）・町消防団は、災害から組織市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
小布施町	(1) 町防災会議、町警戒本部及び町災害対策本部に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。
--	--

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
須坂市消防本部・須坂市消防署小布施分署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者の救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 小布施町災害対策本部の業務に関すること。
小布施町消防団	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。 (2) 住民の避難の実施に関すること。 (3) 消火活動及び救助救急活動の実施に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 町及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
須坂警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。

	(7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。 (9) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。
--	---

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (長野県拠点)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象等の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
信越総合通信局	(1) 電気通信の監理に関すること。 (2) 災害時における非常通信の確保に関すること。

長野労働局 (長野労働基準 監督署)	(1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。
関東地方整備局 (長野国道事務 所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事 務所)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急 対策の実施
中部地方環境事 務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連絡体制や民間連携の促進に関する こと。
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援・救護活動に関 すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (町内郵便局)	災害時における郵便・窓口業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事 務取扱い及び援護対策に関すること。
東日本電信電話 (株)長野支店	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)NTTドコモ	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	

楽天モバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (長野支店)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワー グリッド(株) (長野営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路 (株)	上信越自動車道の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野都市ガス (株)	(1) 都市ガスの保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
長野電鉄(株)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県ト ラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
信越放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送 (株)	
長野エフエム放 送(株)	

(株)Goolight	
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
須高医師会 須高歯科医師会 須高薬剤師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。

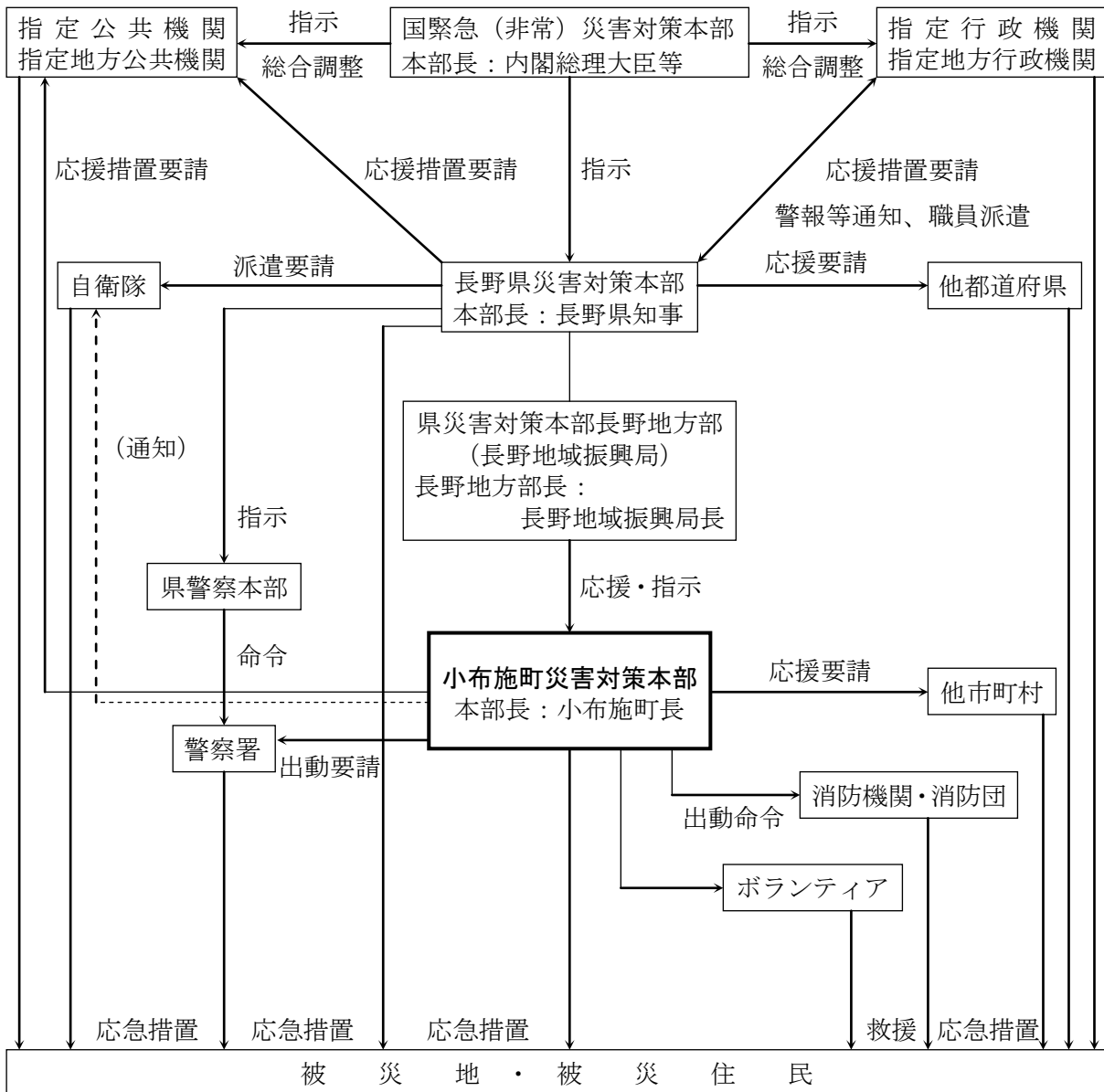
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
小布施町商工会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
ながの農業協同組合小布施支所	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(社福)小布施町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。
長野森林組合(須高支所)	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
厚生、医療、社会事業団体	病院、町保健福祉委員、赤十字奉仕団、自治会、その他社会事業等の団体は、罹災者の保護、救護、受入等について、町及び関係機関に協力する。
文化、教育事業団体	婦人会、PTA、その他文化・教育事業等の団体は、罹災者の救助、救護、炊き出し及び義援金品の募集、配分等について、町及び関係機関に協力する。
建設事業団体	上・下水道指定工事店等の団体は、応急対策、復旧用資機材の供給等について、町及び関係機関に協力する。

□ 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

危険物施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。

町の防災のしくみ



第4節 防災面からみた小布施町の概要

第1 自然的条件

1 町域

小布施町は、長野県の北部、長野盆地（通称善光寺平）の北東に位置し、東部は高山村に、西部は千曲川を隔て長野市に、南部は松川を隔て須坂市に、北部は篠井川を隔て中野市に隣接している。

東西5.98km、南北4.78km、周囲20.4km、総面積19.12km²である。

また、小布施町役場の位置は、次のとおりである。

所在地	東経	北緯	標高
長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2	138° 19′	36° 41′	351m

2 地勢

本町全域は、松川扇状地末端に広がり、北西に緩く傾斜している。

高山村と隔てる本町唯一の雁田山を除き、おおむね平坦で居住地域の標高は400～330mである。

河川は、本町の南部を、白根山と横手山の中開、池の塔から発源する松川が高山村を経て流れ、北部を中野市を経て篠井川が流れ、それぞれ南北を貫く千曲川にそそいでいる。

3 地質

千曲川による沖積地と松川による洪積扇状地に大別される。また、雁田山一帯の火山地帯は両輝石安山岩が大部分をしめ、その基盤岩地帯には、石英内縁岩や、新第三紀堆積岩類が分布している。

4 気象

本町の気候は、中央高地の内陸性気候である。

気温は、内陸盆地特有の寒暖の厳しい条件にある。最高気温は35℃前後に達し、最低気温は-15℃前後まで下がり、年平均気温は12.7℃である。

降水量は、内陸性気候の特色として寡雨乾燥性であり、年平均降水量が1,000mm前後である。また、降雪量は、北西季節風によって、平地で20～40cm程度である。

第2 社会的条件

1 人口

昭和29年の合併直後には、1,865世帯、人口10,563人であった。令和2年10月1日現在、(国勢調査)世帯数は3,680世帯、人口は10,660人となっている。

令和2年10月1日現在、(国政調査)では、年齢3階層別人口は、年少人口(～14歳)が昭和35年の3,055人(30.3%)から令和2年には1,396人(13.1%)に減少しているのに対し、高齢人口(65歳～)は昭和35年の667人(6.6%)から令和2年には3,749人(35.2%)と大きな増加を示

しており、小布施町においても高齢化の進行が顕著である。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、昭和35年の6,376人（63.1%）から令和2年には5,515人（51.7%）となっている。

- 2 土地利用**（※令和4年（2022年）1月刊行、長野県統計書[124回]令和元年（2019年）より）
行政面積1,912.0haのうち、農地が806.7haで最も多く、宅地が222.7haでこれに次ぐ。農地は、畑が608.7ha、田が198.0haである。

3 交通

町を南北に横断する広域幹線道路として、上信越自動車道、一般国道18号及び一般国道403号や北信濃くだもの街道がある。

上信越自動車道は千曲川の右岸を南北に縦貫し、南部の須坂長野東インターから小布施スマートインターを経て信州中野インターへつながっている。一般国道18号は千曲川の左岸を一部通過しており、町内へのアクセスとして主要地方道豊野南志賀公園線バイパスが接続している。

一般国道403号は中心市街地を通り、中野市－須坂市間をつなぐ南北軸となっている。

また、東部には、県道中野小布施線が南北に走り、西部には、高速道路と並行して県道村山小布施停車場線がある。

鉄道は、長野市と山ノ内町を結ぶ長野電鉄の小布施駅、都住駅が開設されている。また、北陸新幹線が町西部を通っている。

第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、次のような点から災害に対するぜい弱性が增大していることが懸念される。

- (1) 高齢者やひとり暮らし老人、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加
- (2) ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大
- (3) 住民意識や生活環境の変化に伴う近隣扶助の意識の低下

本町においても、こうした社会構造の変化を踏まえた防災対策が重要となっている。

第4 災害記録

過去の災害記録は、第5編資料編13-1・13-2に掲げるとおりである。

第5節 地震被害想定

第1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本項においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

第2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	町における最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	6強	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線（全体）		8.5	6弱	150	小谷村～富士見町
糸魚川－静岡構造線（北側）		8.0	5弱	84	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（南側）		7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯（主部）		8.0	4	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（主部南部）		7.8	4	60	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）		7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯（主部）		7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ巨大地震		9.0	5弱		

この中で、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯」である。このため、以下、「長野盆地西縁断層帯」についての想定結果を中心に記述する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これ

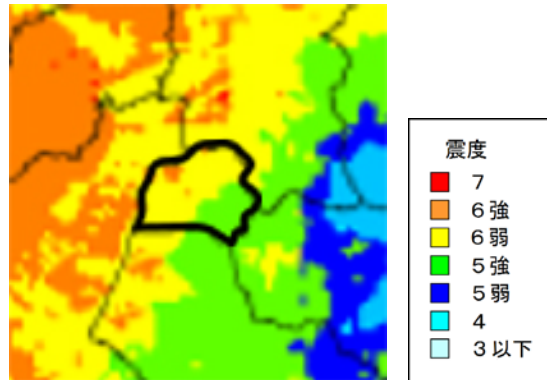
らの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

1 想定結果

(1) 予測震度

町域において、最大震度6強の非常に強い揺れが予測されている。

計測震度 (500mメッシュ)



(2) 被害想定結果

本想定地震における小布施町の被害想定結果は、次のとおりである。

ア 建物被害【冬18時、強風時】 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
10	40	40	430	20	0	0	0	50	470

イ 人的被害

(7) 死者・負傷者・重傷者数【冬深夜、強風時】 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (0)	* (*)	0 (0)	0 (0)	* (0)	* (0)
負傷者数	90 (*)	10 (*)	0 (0)	0 (0)	* (0)	90 (*)
重傷者数	50 (0)	* (*)	0 (0)	0 (0)	* (0)	50 (0)

(4) 自力脱出困難者・避難者数 (人)

自力脱出 困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
* (*)	90	60	500	500	310	310	100	220

※避難者数の想定は【冬18時、強風時】

(7) 避難所避難者における要配慮者数【冬18時、強風時】 (人)

被災1日後	被災2日後	被災1週間後	被災1か月後
10	80	50	10

ウ ライフライン (被災直後)

上水道	下水道	都市ガス	電力
断水人口 (人)	支障人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)
8,740	9,660	1,820	3,320

エ 物資不足量（1日後）【冬18時、強風時】

食料（食）	飲料水（ℓ）	毛布（枚）
△329	△12,757	186

- ※1 「*」は「わずか」を示す。
- ※2 人的被害は観光客を考慮した場合を示す。（ ）は観光客を考慮しない場合との差を示す。
- ※3 各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。
- ※4 物資不足量では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。